

平成30年度

文化・芸能祭

秋は芸術や文化に親しむ良い季節♪
ぜひご来場ください♪

第36回西淡文化協会総合文化祭
(湊地区公民館)

期間 10月27日(土)～11月4日(日)
内容 ①作品展示＝9:00～17:00
②盆栽・生花展＝3日～4日
③芸能発表＝4日12:30～16:30
④お茶席＝4日12:30～(200席)
西淡文化協会・前田 ☎39-0564

三原総合文化祭(中央公民館)

期間 11月1日(木)～4日(日)
内容 ①作品展示＝9:00～17:00
※4日は16:00まで
②芸能部門＝3日 9:30～
③ふるさとの味コーナー＝3日
※ちよぼ汁・まぜご飯(1食200円で300食)
三原文化協会・柏木 ☎090-7754-1935

第12回南淡文化展(福良地区公民館)

日時 11月3日(土) 9:00～17:00
4日(日) 9:00～16:00
内容 美術工芸、文芸、茶華道・盆栽及び絵画の展示
南淡文化協会・太田 ☎52-0331

平成30年秋季全国火災予防運動
に伴う防火広報活動

11月10日(土) 午前10時～正午
・三原ショッピングプラザ パルティ
・くつろぎプラザ シーパ

11月9日から15日まで秋季全国火災予防運動が実施されます。そこで、市民の皆さんに火災予防の周知徹底を図るため、11月10日に「三原ショッピングプラザ パルティ」と、「くつろぎプラザ シーパ」の出入口付近で、保育所園児、南あわじ市女性消防団員と淡路消防保安協会が火災予防啓発用品等をお客さまに配布します。

また、淡路広域消防事務組合職員が住宅用火災警報器の設置率調査アンケートを同じお客さまに実施します。ポンプ車や救急車の展示見学も可能です。
※ただし、災害事案を優先させていただきます
淡路広域消防事務組合消防本部予防課 ☎24-2416

あなたのペットが迷子になったら...

すぐにお近くの動物愛護センターと警察署に連絡しましょう!

兵庫県動物愛護センター淡路支所 ☎0799-62-5811

大阪府北部地震災害義援金協力のお礼

平成30年9月末まで市役所および市民交流センターに、平成30年大阪府北部地震災害義援金の募金箱を設置したところ、総額30,625円の寄附が寄せられました。皆さまのご協力に対し、厚くお礼を申し上げます。寄せられた義援金は、日本赤十字社を通じて、現地の復興に活用していただきます。

南あわじ市総務課 ☎43-5001

お見合パーティー
ウェスティンホテル淡路
12/9 SUN
参加資格 男女/30代・40代 14:00～
参加費 男性/5,000円(税別) 女性/半額2,500円(税別)
プッフェランチ・ワイン・ビール付

明石コチお見合い会
明石オフィスにて開催 12/23 SUN
【参加資格】
A 15:30～ 男女/40代・50代
B 17:00～ 男女/20代・30代
【参加費】
2,000円(税別) <ドリンク・軽食付>

息子さん・娘さんのための親の婚活はじめませんか?
無料相談受付中!!
淡路島で無料相談受付中!!
☆日程はご相談に応じます。
場所：淡路島観光ホテルウェスティンホテル淡路

お知らせ 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象

年金ダイヤル ☎0570-05-1165

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また「自身の保険料だけでなく、ご家族(配偶者やお子さま等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお平成30年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された人には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。(平成30年10月2日から12月31日までの間に、今年度初めて国民年金保険料を納められた人へは、翌年の2月上旬に送られます)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万のときに心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようキチンと納めましょう。

年金相談
▽日時 12月7日(金) 午前11時～午後3時
▽場所 市役所第2別館 2階第5会議室
▽定員 24人(先着順)
※要予約
▽総合窓口センター ☎43・5212

お知らせ 介護保険制度 福祉用具の貸与と購入費の支給サービス

長寿・保険課 ☎43-5217

福祉用具の貸与

▽条件 要支援・要介護認定を受けて居宅で生活している人

※サービス計画が必要。詳しくは担当ケアマネジャーや福祉用具専門相談員にご相談ください

▽対象品目 ①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器 ⑦認知症老人徘徊感知機器 ⑧移動用リフト(つり具の部分を除く) ⑨自動排泄処理装置 ⑩手すり ⑪スロープ ⑫歩行器 ⑬歩行補助つえ

※原則、①～⑧は要介護2～5、⑨は要介護4～5の人が対象となりますが、例外的に要支援1・2、要介護1の人でも対象となる場合があります

福祉用具購入費の支給

▽条件 要支援・要介護認定を受けて居宅で生活している人

▽限度額 年間10万円(限度額内で7割から9割を支給)

▽利用方法 ①指定販売店で必要な福祉用具を購入 ※指定を受けていない販売店から購入した場合は、支給対象とはなりませんのでご注意ください

②申請書、カタログの写し、領収書を市へ提出(費用は一旦全額自己負担)

③審査後、限度額内で7割から9割を支給

▽対象品目 腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、便座の底上げ部材、自動排泄処理装置の交換可能部分

※広報12月号では、住宅改修費の支給サービスをご案内します

滑りやすく危険な床や階段に悩んでいませんか?

一般住宅 集合住宅 公共施設 商業施設 病院・介護施設

現地調査・見積り無料 塗るだけの簡単工事

滑り止め工事のことならお任せください!

しょう わ ようぎょう 昭和窯業株式会社 南あわじ市松帆古津路 645 TEL: 0799-36-2280 広告